

平成 26 年度食品、添加物等の夏期一斉取締り等実施結果について

1 夏期一斉取締り

夏期に多発する食中毒等、食品による事故を防止するとともに、積極的に食品衛生を確保することを目的として、県内の食品等営業者に対する一斉監視等を行いました。

(1) 実施機関 平成 26 年 7 月 1 日～8 月 31 日

(2) 重点監視指導事項

- ア 大量調理施設等に対する監視指導
- イ 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター等による食中毒防止対策
- ウ 乳児用食品の規格基準が適用される食品に係る当該表示
- エ アレルギー物質を含む食品に関する表示
- オ 生食用食肉を取り扱う飲食店等に対する監視指導
- カ 大規模なイベント等への食品提供施設に対する事前の監視指導

【立入検査結果】

延べ 3,727 施設に対して立入検査を実施しました。

食品衛生法等の違反施設数は 2 施設あり、どちらも無許可営業でした。これらに対する措置として、直ちに営業を中止するよう指導しました。

業種		監視指導 延施設数	違反 施設数	違反の内容
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 す る 業 種	飲食店営業	1,000	2	無許可営業2件
	菓子製造業	167		
	乳処理業	14		
	乳製品製造業	22		
	集乳業	3		
	魚介類販売業	194		
	魚介類せり売り営業	3		
	食品の冷凍または冷蔵業	14		
	かん詰またはびん詰食品製造業	15		
	喫茶店営業	83		
	あん類製造業	9		
	アイスクリーム類製造業	58		
	乳類販売業	257		
	食肉処理業	8		
	食肉販売業	193		
	食肉製品製造業	11		
	乳酸菌飲料製造業	7		
	食用油脂製造業	1		
	みそ製造業	4		
	醤油製造業	1		
ソース類製造業	7			
酒類製造業	2			
豆腐製造業	10			
納豆製造業	1			
めん類製造業	48			
そうざい製造業	59			
添加物(規格あり)製造業	6			
清涼飲料水製造業	11			
氷雪販売業	5			
小 計		2,213	2	
食 品 衛 生 法 の 許 可 を 要 し な い 業 種	給食施設	46	0	
	食品製造業	111		
	野菜果物販売業	190		
	そうざい販売業	205		
	菓子販売業	216		
	食品販売業	445		
	添加物の販売業	149		
	器具・容器包装、おもちゃの 製造業又は販売業	152		
小 計		1,514	0	
合 計		3,727	2	

## 【収去検査結果】

食品の検査は、614 検体を対象に規格基準等の検査を行いました。

その結果、発酵乳及びアイスクリーム類・氷菓で大腸菌群陽性の違反が 1 件ずつ発見されました。この違反に対しては、違反の事実を公表するとともに、対象食品等営業者に対し製造工程の改善や施設の衛生管理について指導等を行いました。

品目	検体数			違反件数	違反の内容
	国産	輸入	合計		
魚介類	7		7		
食肉製品及び食肉加工品	10		10		
卵及びその加工品	8		8		
乳	145		145		
乳製品及び乳類加工品	26		26	1	規格基準違反(大腸菌群陽性1件)
アイスクリーム類・氷菓	49		49	1	規格基準違反(大腸菌群陽性1件)
めん類	47		47		
菓子類	43		43		
生鮮野菜及び果物	12		12		
野菜果物乾燥品及び加工品	16	4	20		
豆腐及びその加工品	2		2		
漬物	38		38		
(上記以外の)野菜・果物の加工品	5		5		
そうざい及びその半製品	73		73		
弁当	93		93		
冷凍食品	23	2	25		
かん詰・びん詰食品	2		2		
氷雪	1		1		
その他の食品	14		14		
合計	614	6	620	2	

## 2 食品衛生月間

県民が健康で安心な食生活を営むことができるよう、8月を食品衛生月間として、食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発を図るとともに、食品の安全性に関する情報提供を行いました。

実施事項及び内容	実施回数	参加人数	備考
1 営業者及び消費者に対する講習会等			
(1) 食品等営業者	6	182	
(2) 給食施設	7	294	
(3) 消費者	2	35	
(4) その他の衛生講習会	3	37	
2 広報紙掲載による広報活動 (市町等広報誌への掲載)	14		
3 食品衛生指導員による巡回指導	104	388	
4 その他			
(1)巡回指導及び保健所等の窓口におけるパンフレット等の配布			
(2)テレビによる広報			
(3)メールマガジンによる広報			
(4)ホームページによる食中毒予防の啓発			
(5)県庁舎エレベーター内液晶モニターにおける広報			
(6)農政、消費者行政部局との合同表示監視			